

2001年9月25日

頂いたご意見

- 1.手引きの制定には時間を十分掛けて頂きたい。
- 2.倫理規定は、会員の努力目標なのか、守る義務なのでしょうか。もし、義務ならば承認しない人を除名されるのでしょうか。
- 3.倫理規定を守らない者への罰則は制定さるのでしょうか。
- 4.倫理規定の大枠・全体像をきちんと示せないまま、ばらばらと制定していくやり方は止めて頂きたい。取り敢えずできることから始めて、何か問題が起これば後で対応するというのでは、最後まで物事を考え、やり遂げる誠意と能力の無さを示しているように私には見えません。

1.のお願いの根拠として、

1) 倫理規定を定めると言う学会の約束は、果たしたので急ぐ必要はありません。それより先に憲章の承認を個々の会員から得る必要があると考えますが如何でしょうか。

すでに、憲章を理事会、総会段階までは通しましたが、今後会員一人一人の承認を得る必要があります。承認しない人を除名するのかどうかお決めになったのでしょうか。倫理規定を守らない会員への対応が明らかにされておりません。倫理規定は、努力目標なのか、守る義務があるのか明確にお答え頂きたい。これを決めないで、さらに詳細な手引きを定める段階に進むのは、後で学会を退会させられる人にとっては、事前に十分な説明も無かったという意味で、騙し討ちにも等しいと思えます。

2) 急いで作り、将来に禍根を残さないで頂きたい。

良いものならば、時間が掛かっても成立するはずです。急ぐ理由があるのでしょうか。“2年”も検討してきたと言うのが理由とか聞き及びますが、大切なのは掛けた時間の長さではなく、中身の完成度と思います。

現在の手引きは、国内外の文献や過去の事例研究から作り上げたものであり、倫理規定を承認した会員が将来も十分実践できるという検証・実証をえていません。倫理は実践されてこそ倫理であり、大切なのは規定ではなく実践です。今後の確実な実践を保障する必要があります。仮に急いで手引きを定めてしまい、直に軽易しく変更する事態になれば世間の不信感を助長させます。

3) 将来にわたる確実な実践には、実証に時間が必要です。

原子力産業界等での事例を積み上げて手引きを総体として実践できるかどうか検討・実証する期間を設ける必要があります。これまで、原子力産業界・学会・大学・研究所等の個々の不祥事に対し、当事者内部・外部からどれだけ具体的な発言・是正行動を行ってきたのでしょうか。世間は不十分と考えています。将来、社会から、中でもとりわけ反原子力の人達が、学会の倫理規定を根拠に、学会員や原子力産業界は倫理規定に違反していると言われかねませんし、言われるのは明らかですが、その点を覚悟するように会員に明言されているのでしょうか。

4) 謙虚な態度で臨んで頂きたい。

手引きは将来に渡って若い学会員を拘束するものです。意見が出ないからといって賛成しているわけではありませんし、またこれまで委員会に直接意見を述べた人の中にも、頂いた回答に満足しているわけではないことを想起して頂きたい。

質問・提言に通りの回答をすれば済むのだと言う考えがもし委員会の中に少しでもあれば、まさにそれこそが正されるべき問題の考え方・姿勢であり、倫理規定制定の真の目的はこのようなものを正し、謙虚な態度で原子力に携わることことを求めているのではないのでしょうか。原子力のPAが難しいのもここに原因の一部があります。

“原子力をよく勉強してから、専門家である私達に意見を言え。”という態度を一部の人が取ってきたからこそ世間はこのような思い上がりを経験してきたのではないのでしょうか。正しいことは、穏やかに誠実な態度で述べるのが良いと思います。

補足説明；

少なくとも私は委員会の回答を誠意あるものとは思っていません。例えばこれは一例ですが、「委員会の構成を現場に疎い大学人ばかりにしないで産業界、若手会員を入れたバランスの良いものにして頂きたい。」という私の意見に対し、「委員は理事会で決めてたものなので、権限を越えたことを言われて対応の仕様が無い。」とあります。権限の有無に関らず、建設的な意見を述べ理事会に提案するなどのアクションを今もって起こさないのは如何なものでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「日本原子力学会倫理規定」に対する貴兄のご関心の深さに敬意を表します。しかし、前回頂いたご意見に対する「倫理規定制定委員会」からの回答（6月19日付）の真意を十分にご理解頂いていないようなので、委員会側の対応の不手際さもあるかと思いますが、根本的なところで行き違いがあるのではないかと危惧します。そこで、今回の貴兄のご意見に一つずつお答えする前に、今まで委員会が一般的事項としてご説明していることを述べることにします。

我々は、学術会議での動向（日本学術会議、基礎工学研究連絡委員会報告「工学系高等教育機関での技術者の倫理教育に関する提案」平成9年6月20日、「2000年春の年会」等で紹介済み）を踏まえ、内外他学会の規定などを調査・参考にし、また既に1998年秋に発覚したいわゆる「使用済み核燃料輸送容器データ改ざん事件」における科学技術庁(当時)の調査検討委員会の報告書で紹介されたハリス等の著書、「科学技術者の倫理」をはじめとする多くの工学・技術に関連する著書等が教示するところに従って作業を進めてきました。蛇足ながらその中には、当然ですが「倫理規程」が完全無欠のものであるというような概念は入っていません。全く別のパラダイムで「倫理」や「倫理規程」について御議論がある場合は別ですが、そうでないのであれば、現代における「専門職倫理」の枠内で我々は議論をしていることをご理解下さい。以下、お寄せいただいたご意見・ご質問の順に委員会の見解・回答を述べさせていただきます。

1. 「手引きの制定には時間を十分掛けて頂きたい。」とのご意見についての見解

「手引」については、昨年11月1日に原案を公開し、ホームページ上や春の年会・秋の大会における議論を踏まえて制定しようとするものです。勿論完全なものを作ることは本質的にできませんが、我々としては完成度の高い、より良いものにする努力を続けています。会員・非会員の方々からのご意見には傾聴すべきものが多く、取りいれさせて頂いております。委員会は任期内最後まで推敲を重ねました。手続き的には理事経験者の貴兄がご承知されているように、理事会で決定することになっております。

2. 「倫理規定は、会員の努力目標なのか、守る義務なのでしょうか。もし、義務ならば承認しない人を除名されるのでしょうか。」とご質問についての回答

「義務の倫理」の立場に徹する考え方もありますが、それで一致しているわけではありません。一般に「義務の倫理」以外の立場もあることはご理解頂いていると思います。なお、ハリス等の第11章、「倫理を強制することと推進すること」なども参考にしてください。「除名」等、処分については次の項目でお答えします。

3. 「倫理規定を守らない者への罰則は制定さるのでしょうか。」とご質問についての回答

倫理規程の前文、憲章をご覧になればお分かりでしょうが、「罰則」は制定されておられません。学会によっては倫理規定を守ることが会員であること条件となっているところがあります。今まで各所でお答えしているように、倫理規定制定委員会では倫理は法律のように罰則で束縛する種類のものとは考えておりません。しかし、JCOのような事例もありますので、倫理規定制定委員会としては、このことは今後問題となりうることと承知しております。

4. 「倫理規定の大枠・全体像をきちんと示せないまま、ばらばらと制定していくやり方は止めて頂きたい。取り敢えずできることから始めて、何か問題が起これば後で対応するというのでは、最後まで物事を考え、やり遂げる誠意と能力の無さを示しているように私には見えます。」とご意見についての見解

技術系の専門職のものなら誰しも理解している「設計問題」と同じように、今回の制定作業では「前文」に基本的精神、すなわち「大枠・全体像」を定め、その展開として具体的事項として例示的に「手引」を作りました。

ご指摘のように「倫理は実践されてこそ倫理」ですから、制定委員会として案を作るに留まらず、実践のためのフォローが重要であり、そのために「エシックス委員会」を設置しフォロー活動をすることを提案しているところです。「産業界、若手の委員を入れよ」とのご意見ですが、現在の制定委員会にも産業界の委員が複数入っていることはご承知の通りですし、年齢に拘わらず[young-at-heart]の委員は少なからずいると思います。エシックス委員会には、自薦・他薦の公募委員を置くことも提案中ですし、作業の必要が生じれば固定した委員以外も参加したタスク・グループを設置することも検討されています。